

令和4年度原子力規制委員会
第41回会議議事録

令和4年9月28日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第41回会議

令和4年9月28日

10:30～11:40

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：「令和4年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見
- 議題2：原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件確認
- 議題3：原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（案）に対する意見募集の結果及び制定

○山中委員長

それでは、第41回原子力規制委員会を始めます。

委員長として定例の原子力規制委員会はこれが初めてですので、委員の方々、よろしくお願いいたします。活発な御議論をお願いしたいと思います。

杉山委員は初めてですので、緊張されていると思いますけれども、よろしくお願い致します。

○杉山委員

よろしくお願い致します。

○山中委員長

職員の皆さんも是非積極的に、意見がある場合はどんどん原子力規制委員会の場で意見を言っていただくようお願いいたします。

それでは、最初の議題に入ります。最初の議題は「『令和4年度原子力総合防災訓練計画』に対する原子力規制委員会の意見」です。

説明は緊急事案対策室の杉本室長、内閣府の小山田参事官からお願いいたします。よろしくお願い致します。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の杉本でございます。

それでは、資料1で御説明いたします。

まず「1. 趣旨」ですけれども、令和4年度の原子力総合防災訓練の計画に対しての原子力規制委員会の意見について、決定することを付議するものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、この計画を内閣総理大臣が作成しようとするときは、原子力災害対策特別措置法に基づいて、あらかじめ原子力規制委員会の意見を聞かなければならないとされております。今回、その意見照会が来ておりますので、それに対しての意見について、御決定いただきたいというものでございます。

「3. 意見照会の内容」についてですけれども、本年度の訓練の主な特徴を以下に記載しておりますけれども、訓練計画の中身については、小山田参事官から御説明させていただきます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府原子力防災担当の小山田でございます。説明させていただきます。

資料の5ページ目をお開きください。ここからが令和4年度の原子力総合防災訓練の計画の本体でございます。これらの概要をまとめたのが、12ページをお開きいただきますと、12ページの別添②の参考①になります。こちらに概要としてまとめてございます。これに従って御説明いたします。

まず「訓練の位置付け及び目的」につきましては、先ほど杉本室長からございましたとおり、原子力災害対策特別措置法に基づく防災訓練となつてございまして、国、自治体、事業者における防災体制の実効性の確認、それから、緊急事態における中央と現地の体制、

マニュアルに定められた手順の確認、そのほか、美浜地域の、これは避難計画とか緊急時対応がございまして、これに定められた計画の検証等々が目的となっております。

実施時期につきましては、本年11月上旬を予定してございます。

対象となる原子力発電所ですが、関西電力株式会社の美浜発電所になります。

4. に参加機関等を記載してございますが、政府機関以外に地方公共団体として福井県のほか滋賀県、岐阜県が参加するというようになってございます。

右側に地図を示してございますけれども、美浜発電所は福井県敦賀市と美浜町がございまして敦賀半島のところがございますが、緑の円で記載したUPZ（緊急防護措置を準備する区域）、この区域が福井県のみならず滋賀県、岐阜県にまたがっているという特徴がございまして。こういったこともございまして、地方公共団体がこういった自治体も含めた、関係市町も含めた形になってございます。

5. については後ほど御説明しますが、6. に今年度の訓練の特記事項を示してございます。

今申し上げましたとおり、UPZが広い地域にわたるといってもございまして、それ以外に、県内外への広域的な住民避難の実効性というのが一つの特徴になっておりますし、そのほか、事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求ですとか、国家備蓄安定ヨウ素剤の輸送などの新たな対応手順の確認というのが特徴になってございます。

5. に戻りまして、訓練の内容が（1）から（3）に示してございますが、これにつきましては、次のページ、13ページに示してございます。

事象の発生から、警戒事態から全面緊急事態に至るといふ訓練の想定になってございまして、一つは「迅速な初動体制の確立」として、ここにあるような要員の参集等々の訓練、それから、二つ目が「中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定」ということとございまして、自然災害との複合災害を想定した情報共有、あるいは意思決定、更には現地への緊急輸送、こういったものが含まれます。

更には「県内外への住民避難、屋内退避」とございまして、先ほど申し上げました県境をまたいだ避難というのもこの中に含まれております。更には、緊急時モニタリングの実施とか、その結果を踏まえた一時移転エリアの特定など、こういったものが訓練項目に含まれてございます。

今年度の訓練計画につきましては、このような内容になってございまして、御参考までに19ページから昨年度の実施成果報告書、これは本年にまとめてございまして、こちらが内閣府のホームページに記載されております。

その内容を簡単に御説明しますが、その報告書には訓練の概要と、それから、記載事項がここに示してございまして、一つは、令和3年度の評価要領、どのように評価したかということと、その結果を示してございまして、結果としては、訓練項目に応じて各項目ごとに今後の課題、検討すべき項目というのを記載してございまして、一番後ろの20ページの一番下の方にURLを示してございまして、これが内閣府のホームページに

掲載しているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

続きで、杉本から説明を続けます。

1 ページ目に戻っていただければと思います。ただいま小山田参事官から説明がありました計画に対しまして「4. 原子力規制委員会からの回答（案）」でございます。

14ページの参考に原子力災害対策指針をつけております。訓練の考え方というのがそこに参考でありますけれども、こういった考え方が適切に反映されていると考えておりますので、3 ページ目の別紙に意見の案というのをつけております。このとおり、この計画について適当と認める旨の回答を返したいと考えておりますので、この件につきまして御審議の上、決定いただければと思います。

以上でございます。

○山中委員長

それでは、委員の方々から御質問、御意見等を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

美浜発電所で事故が発生したという想定で訓練を行うということですが、毎年、これは申し上げていることですが、一番最後のパワーポイント資料で御説明のあったとおり、複合災害というものを想定して訓練を行うということになっているわけですね。ここの資料の6 ページに「4 原子力緊急事態の想定に関する事項」というのがございまして、福井県嶺南を震源とした地震が発生するという想定で行うということになっております。

それで、これは自然災害について、地震が起因でそういう事故が発生するということはよいと思うのですが、やはり複合災害という以上は、地震だけでなく、ほかの災害も一緒に発生することを想定した方がいいのではないかなと思うのです。実際、今までの訓練でも、例えば、例に挙げられた女川の場合は、津波が来るということを想定して、地震だけでなく津波も考えてやっていたわけです。それから、ほかの発電所では厳しい気象条件、例えば、冬期に雪が降っているとか、強風・強雨があるというような状況を想定してやったところもあるわけです。

嶺南地方で地震が発生するという想定ですと、当然、これは活断層が動くということになるわけで、嶺南の活断層というのは、全部ではないですが、かなりの部分が海域まで延びている。ということは、つまり、津波も同時に発生する可能性があるということです。特に津波について、どういう想定になっているのか、津波も発生するような想定でやるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

訓練の具体的な想定でございますが、なかなか事前にこの場でお話しするのは難しいところでございますが、今、御指摘のございました津波については、津波注意報という形で想定するというのを考えてございます。

以上です。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

○杉山委員

対象が美浜発電所ということで、近隣に他の原子力施設があるということが特徴かと思えます。そこで、地震を起因とした事故を想定すると、ほかの原子力施設でもやはり何らかの問題が起こっているということが当然想定されるわけで、そうしますと、いろいろなソースを全て美浜発電所に向けるということができなくなる。そういった想定はこの計画に反映されているのでしょうか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

御指摘のとおり、震源の設定によりましては、他の施設への影響ということも考慮が必要になります。今回、対象が美浜地域を対象とした訓練であるということでございますので、主には美浜発電所が中心になりますが、他の施設につきましても、ある程度の考慮は設定する必要はあろうかと思えます。

○杉山委員

ありがとうございます。

○田中委員

12ページに6として特記事項が三つ書いていますが、もう少しこれについて説明いただけませんか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

この特記事項の方は、例年、大体1. にあります訓練の目的、位置付けに従ってやるというのがあるのですけれども、その中で、この地域の特徴を踏まえて訓練の中に盛り込むような事項というのを記載したものでございます。

先ほど御説明しましたけれども、県内外への避難というのがこの地域の特徴でございます。例えば、福井県からは兵庫県ですとか、石川県、あるいは奈良県の方への避難とかというのがございますので、計画上、そういった避難計画でございますので、そういったものの検証というのも計画に含まれております。

そのほか、ブラインド訓練というのを記載してございますけれども、やはり訓練におき

ましては、参加する要員の能力を高めるということがありますので、事前にシナリオを示すというのは極力排したような形で進めていくというような内容です。あと、この記載のとおり、新たな項目が原子力防災マニュアルの方に記載されたということもございますので、その内容を検証するというのが含まれてございます。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

伴委員。

○伴委員

今、御説明いただいたブラインド訓練ですけれども、趣旨としては、漫然と手順を追うのではなくて、ある程度応用問題を提示することで、頭を使いながらやろうという、そういう趣旨であるということは理解しておりますけれども、ただ、一方で、あまりにもシナリオを複雑にし過ぎると、逆に何をやっているのか分からなくなってしまうというところもあるので、やはりその程度問題というのはあるかと思えます。

これは毎度申し上げますけれども、総合防災訓練で何を指すかということなので、一通りやってみて、やはり思うようではないところを見つけていく。それをその後の要素訓練等に落とし込んでいくということが大事だと思いますので、やはり次につながるような、そういうシナリオの組み方をしていただきたいと。それは是非お願いします。

それから、先ほど女川のまとめといいますか、報告書の説明がごく簡単にありましたけれども、19ページの資料の中で良好事項ということが書いてあります。やはりこの訓練をやることで課題を見つけると同時に、これはいいことだなという、そういうグッドプラクティスが小さなことでも見つかるかと思えますので、それを関係者間できちんと共有できるようにしていただきたい。それもお願いします。

以上です。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

御指摘にありました次につながるというのは、重要なことと私どもも認識してございまして、先ほどのパワーポイントの資料に明記はしてございませんけれども、やはりこの訓練を行うこと自体が、実際にやってみて課題を抽出するというのも一つの大きな目的になってございますので。

失礼しました。先ほどのパワーポイントの資料の1.の④で「訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出」とございます。ここにありまして、教訓を抽出して次につなげていくということは重要かと思えますので、やっていきたいと思えますし、訓練の想定の中でも入れていきたいと考えてございます。

あと、御指摘のありました良好事項につきましても、先ほど御説明した昨年度の実施報

告書の中には、課題のみでなくて良好事項も記載してございますので、そこら辺は要員の方にも御覧いただいて、参考にしていただければと思っております。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

先ほどの杉山委員の御指摘ですけれども、ほかの発電所ということで、確か何年か前に大飯と高浜の同時発災ということで訓練をやったような記憶があるのですけれども、確かそうでしたよね。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

平成30年だったかと思いますが、大飯と高浜の同時発災を想定した訓練になってございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

私の方から伺いたいことが何点かあるのですけれども、3年ほど前に防災訓練の体制とか配備、これをかなり変更して、私自身は非常に、静かな環境でいろいろ判断ができるという意味でよくなったと感じているのですけれども、何か今年、それについて、配備とか体制について、変更される、軽微でもいいのですけれども、何かありますでしょうか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

今御指摘があったのは、官邸に官邸チームの要員がみんな集まってやっていたのを、やはり狭かったりだとか、いろいろ活動するのに支障があったということで、内閣府の本府の部屋を使って実施するというを一昨年から試行としてやってございまして、その体制については、今年も同様に行う予定になってございまして、結果を踏まえて、問題があれば修正はしてまいりますけれども、過去に行った訓練では大きな課題はなかったと認識してございまして、今年も同様に行っていくという予定になってございます。ただ、全てが内閣府本府というわけではなくて、官邸にも必要な要員は配置して行うということでございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

先ほど伴委員から出たコメントに私も賛同するところなのですけれども、これはお答えいただける範囲で結構なのですが、オンサイトとオフサイト、全てブラインドでやられる予定なのか、ある程度の範囲を考えてブラインドでやられる予定なのか。答えられる範囲で結構です。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

今、御指摘がありましたオンサイトとオフサイト、それぞれタイミングは違いますけれども、特にオンサイトの方は、特にオンサイトを対応する要員については、ブラインドでやるということを計画してございますし、オフサイトについても、意思決定が必要な点とか、そういったところでブラインドにするという計画を考えてございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

事業者防災訓練でやるべき訓練と総合防災訓練でやるべき訓練、その辺りをよく見極めていただいて、どこまでブラインドにすると効果が上がるのかというところは御判断いただいて、範囲を決めていただければと思いますし、やはり事故が起きた場合に、住民の方も避難をしていただかないといけない。これを経験していただくということも含めた訓練というのは余りできませんので、そういうところも含めて、どこまでブラインドでやるのが本当に総合防災訓練の効果が上がるのかというところを十分御判断いただいて、考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

頂いた御指摘を踏まえて、しっかり計画していきたいと思えます。

○山中委員長

そのほか、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

これは原子力規制庁に聞いた方がいいかも分からないのだけれども、この総合防災訓練でERCとか、オフサイトのあの辺についても、これまでのいろいろな反省を踏まえて、今年度については、ちょっと改善するとか、そんなことは考えるのでしょうか。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の杉本でございます。

これまでの総合防災訓練、あるいは事業者防災訓練での課題とかというのもいろいろありますので、その都度いろいろ課題を抽出してございます。それで、マニュアルの改正とか、そういうことも、各機能班のマニュアルの改正とかというのも適宜進めておりますので、そういったもの、最新のものを利用しながら、また対応していくということになるかと思っております。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、別紙のとおり、令和4年度の原子力防災訓練計画に対する意見聴取についての回答を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

それでは、異議はございませんようですので、令和4年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取についての回答を別紙のとおり決定いたします。ありがとうございました。

次の議題は「原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び基幹高度被ばく医療支援センターの指定要件確認」です。

説明は放射線防護企画課、新田課長からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。資料2に基づいて説明させていただきます。

「1. 趣旨」に記載のとおり、現在、原子力災害医療・総合支援センターは4機関、高度被ばく医療支援センターは5機関、基幹高度被ばく医療支援センターは1機関が指定されています。重複しているところもございますので、組織・機関の数としては全部で五つになるのですけれども、それらが原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件を満たすことについて、原子力規制庁の確認結果の了承と、その確認結果について通知することの決定をお願いするものでございます。

「2. 経緯」にございますとおり、これらの支援センター等は平成31年3月13日に要件の確認を受けております。今年4月6日に指定要件が改正されましたので、新たな指定要件に基づきまして、原子力規制庁におきましてこの夏に書類確認及び現地調査を実施いたしました。

「3. 指定要件の確認」にありますとおり、その確認結果を踏まえて、指定要件を満たせることを別紙1のとおり取りまとめております。この確認結果について、御了承をいただきたいというものでございます。

別紙1ですけれども、通し番号の3ページです。こちらの五つの機関、弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学、量子科学技術研究開発機構、それぞれ個別に確認結果をまとめているものでございます。

例として、まず最初の「1. 国立大学法人弘前大学」でございますが、こちらは原子力災害医療・総合支援センターと高度被ばく医療支援センターに指定されておりますけれども、それぞれの要件を満たしているとしております。

概要ですけれども、通しページ4ページ、次のページの「(3) 確認の内容」を御覧いただければと思いますけれども、この資料では前回の確認から変更のあったところを中心にまとめております。

一つは、指定要件の改正に伴って変更になったところが要件を満たしているかどうかという確認でございます。例えば「1) 指定要件の改正に伴う変更」の「ア. 原子力災害医療・総合支援センター」ですと、指定要件の改正に伴いまして新たに項目が追加になっているところ、例えば、最初ですと、高度専門的な教育研修を各職員が定期的受講していること、拠点病院等に対し業務継続計画を整備することについて助言を行っていること、そして、業務継続計画を整備していること、研修及び訓練を実施していること、業務方針を策

定していること、こういう内容が新たな要件になっていまして、それぞれ満たしていることを確認しているというものでございます。

「イ. 高度被ばく医療支援センター」につきましては、例えば、研修カリキュラム、資料の作成・見直し、研修講師の養成等の支援が行える体制を持っていること。基幹高度被ばく医療支援センターの支援というような、そういった内容が新たに追加になっておりますので、それらの要件について確認しているというものでございます。

2) は、前回の指定以降の人事異動等の結果を受けて、それでも指定要件を満たしているかどうかを確認している。

また、3) は、使用する資機材の更新、校正に伴いまして、その内容が指定要件を満たしているかどうかといったことを確認しているというものでございます。

同様のことを弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学と以下のページで記しております、いずれの機関も満たしているところでございます。

また、資料の通し番号19ページからは量子科学技術研究開発機構でございますが、こちらは通しページ20ページに「基幹高度被ばく医療支援センター」という項目がありまして、こちらは量子科学技術研究開発機構だけでございますので、その要件でございますが、こちらにも新たに指定要件に追加になった事項は、重篤な被ばく患者に対して診療を提供できる体制、アルファ核種等による高度専門的な線量評価を実施できる体制等々、新たに追加になった項目につきましても、それぞれ満たしていることを確認しているというところでございます。

以上をもって、全体として五つの機関それぞれがそれぞれのセンターの役割を満たしているということを、確認しているのを別紙1にまとめているところでございます。

参考資料についても御説明させていただきますと、通しページ33ページの参考1は、これは指定要件の項目をその表に列挙いたしまして、右の黄色い欄には、それぞれの各機関からの自己評価として、満たしているかどうかを確認いただいて、その右のグレーのところでは原子力規制庁の方で確認結果をしているという形でございます。こういう形で指定要件の項目を満たしていることを項目ごとにもチェックしております。

そして、通しページ43ページの参考2でございます。今回、指定要件が新たに変更になりまして、それぞれの機関が原子力災害医療・総合支援センター等としての業務方針を策定するという条件を追加いたしました。要件では、業務方針を策定していることが要件でございまして、その内容について問うておるものではございませんけれども、今回、業務方針、各機関が作成しているものを添付しております。

内容的には、それぞれの機関の特徴、地域の特徴ですとか、取り組んでいこうとしていることを踏まえて記載されているところでございますので、この業務方針を踏まえて、各機関において各支援センターとして役割を果たしていただけたらということが期待できるかと考えております。

以上の別紙1を踏まえて、各要件を満たしているということを御確認いただければ、別

紙2の通知、通しページの23ページ以降、各機関ごとに各センターの要件を満たしていることを確認するという、原子力規制委員会で通知として発出することにつきまして御決定いただければと考えております。

説明は以上になります。

○山中委員長

それでは、御質問、御意見等がございましたら。

○田中委員

説明ありがとうございました。

この要件を満たしているかどうかのところに看護師が何名、医師が何名とか等々書いておるのですけれども、これは指定要件にもそういう数字まで書いておるのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

それぞれ書いてあるところもございます。例えば、医師であれば1名以上ということが記載されているところがございますので、それを踏まえて、それぞれの機関の人数もこの表には記載しておるところでございます。

○田中委員

人事異動等に伴って変わったり等々があるかも分からないのだけれども、この指定要件の確認は、人数が変わるごとに確認しなくてはいけないのか、あるいは何年かごとに確認すればいいのか、その辺はいかがなのですか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

この指定要件の確認というのは、原子力災害対策指針におおむね3年ごととされておりますので、こういう形での確認というのは3年ごとと考えておりますけれども、我々、日頃から各高度被ばく医療支援センター等とやり取りをしておりますので、その中で、必要な体制が取られているかどうかというのは、日頃からそこは我々としては確認していくと考えております。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

○伴委員

細かい点の確認なのですが、参考4に指定要件が添付されていますけれども、その73ページ、原子力災害医療・総合支援センターに関して「その他」として新たに設けられていることの中で、Bとして「業務継続計画を整備すること」、Cとして「計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること」ということが挙げられています。

今回確認した中では、要は、計画はできているけれども、訓練自体はまだやっていなくて、今年度中に実施する予定であることとなっているのですけれども、これは今回の確認が指定要件の見直しに伴うものであるもので、必ずしも現時点でそれを実施済みであることを求めるものではないと、そういうことですよね。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長
放射線防護企画課長です。

そのとおりです。業務継続計画自体が、今回、新たに整備することが要件になったので、それを踏まえて研修・訓練を行うということなので、この時点での研修・訓練の実施というは求めていると解釈しております。

○伴委員

それから、もう一点、更に細かいことなのではございますけれども、量研機構に関する確認のまとめのところ、21ページの真ん中辺の「(3)の項目について」という書き出しがあるのですけれども、ここで「アクチニドを含む重篤な被ばく線量評価」と。これは何か言葉として変ですよ。何を言っているのだろうと思って指定要件を見たら、やはり指定要件にもそのように書かれていたので、これは今ではないではございますけれども、今後ちょっと考えた方がいいかなと。

そもそもこの「重篤な」がどこにかかっているかが分からないというのもあるのですけれども、「重篤な被ばく」という言い方があるのかなと。重篤というのは症状について使われる言葉なので、「重篤な被ばく」という表現自体がちょっとおかしいのではないかと、そのように思います。これはコメントです。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長
放射線防護企画課長の新田です。

御指摘の点につきましては、また検討させていただきまして、それぞれ御相談をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○杉山委員

先ほど田中委員から人員に関しての情報の変更等に対してという質問があったかと思っております。同じように資機材に関しても、当然、老朽化ですとか、故障とかがあると思うのですけれども、ここに各機関が、これだけの人員がいて、これだけの機材を備えていると書くことというのは、それはそれぞれの機関の義務になるのですか。つまり、それが使えない状態があるということは許されるのでしょうか。どれだけの縛りになるかという点について教えてください。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長
放射線防護企画課長の新田です。

今回は指定要件を各機関が満たしているかどうかということですので、それぞれの機関が要件に書かれている資機材を有していて、もちろん稼働しないと有しているとは言えないですから、稼働しているということを確認しているということでございます。

ですから、確認した時点の状況ということにはなってしまうのですが、その後の状況につきましても、先ほどの人員の話と同様に、各総合支援センター等とのやり取りの中で、過不足があれば、過不足というか、満たさない要件が出てくれば、その内容は確認して、対応できるような形で各支援センターと相談していく、議論して対応していくという形になろうと考えています。

○杉山委員

すみません。つまり、それは、例えば、それぞれの機関ごとに補ったりとか、とにかく今ちょうど故障していて対応できませんみたいなことがないようにするというような御認識はお持ちということでしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

杉山委員の御指摘のように、義務とまで言えるものではないですが、我々は、この要件を踏まえて要件を満たしていることは確認していますので、その要件を満たすように、継続して満たしていただきと求めていく立場でございますので、そういう観点から各センターとやり取りをしていくという形になります。

○杉山委員

分かりました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

すみません。ちょっと言葉について教えていただきたいのですが、53ページに量研機構の業務方針というのがあって、その裏の54ページに「特記事項」というのがございます。ここに（1）として人材育成の話があるのですが、この二つ目のポツで「サーバントリーダーシップによる」というのがあるのです。「丁寧かつ意識付けに重点をおいた育成」と。サーバントというのは、召し使いというか、何か指示を受けてそれに従事する人ですね。「リーダーシップ」という言葉と「サーバント」という言葉は、並べて書かれると何を言っているのかよく分からないのですが、これはどういう意味なのか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

詳しい意味すること、具体的なところというのはまた量子科学技術研究開発機構とも議論していきたいと思っておりますけれども、高度専門人材として、原子力災害医療体制の中での役割、奉仕をしていく者として、しかも、その中心的な役割を担う方として取り組んでほしいという、そういう趣旨ではないかと考えておりますけれども、そのために具体的にどのようにしていくかということは、機構ともまた議論していきたいと考えております。

す。

○石渡委員

これはよく使う言葉なのですか、最近は。私は余りこういう言葉を聞いたことがないのですが。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

私も単語として日頃から聞くというものではないですけども、今の御指摘を踏まえまして、意味するところは先ほど述べたようなものではないかと考えております。

○山中委員長

伴委員、御存じないですか。

○伴委員

この言葉自体は私もそれほどファミリアではないのですけれども、ただ、やはり原子力界でもいろいろなリーダーシップということが今問題になっていて、リーダーシップモデルというのはたくさんものがあります。従来イメージされているように、非常に強力なキャラクターで、アグレッシブに全体を引っ張っていくのだというトップダウン的なアプローチだけではなくて、むしろ全体がうまく動くようにファシリテーター的な役割を果たすリーダーシップモデルというものもありますので、多分、そういったことを言っているのだらうとは思いますが。

○片山長官

長官の片山です。

今まさしく伴委員がおっしゃったような形のリーダーシップの発揮の仕方を指して、最近使われ出している言葉のようでございます。要は、部下が指示待ちになるのではなくて、ある種、主体的に行動ができるように、組織をマネジメントしていくということに力点を置いたリーダーシップの在り方ということではないかと思えます。

○石渡委員

どうもありがとうございます。

○山中委員長

一度QST（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）の方とディスカッションしていただいて、どういうところを本当は目指しているのかというのは議論していただいて、またここで披露していただければ。機会があれば、お願いします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。承知いたしました。

○山中委員長

私の方からは、こういう医療機関が、万が一の原子力事故に備えて体制を整えていただいているのですけれども、ここ数年来、新型コロナウイルス感染症が非常に流行していて、原子力医療との両立というのはかなり大変なのではないかなと想像するのですけれども、

現場の状況というのは、今、どんな感じになっているのですか。

○吉住長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

委員がおっしゃいますように、救急の専門の先生がコロナにも携わらなければいけない一方で、こちらの担当になっていたりもしますので、かなり現場としては厳しい状況が続いていたとお聞きしています。

その中で、例えば、ICUであっても、本来であれば、事故が起こったときに使いたい部屋を、今、暫定的にコロナの病床にしていますという状況にあるセンターもございました。ただし、そういうセンターであっても、今この瞬間に原子力災害が起こった場合には、それはそれで対応できるようにきちんと体制を整えていますということは現地に行って確認をしておりますので、大変厳しい状況ではございますが、原子力災害時にはそちらも対応できるようにということで、常に備えていただいている体制というものは、現地で確認してきたところがございます。

○山中委員長

最近ではありませんけれども、被ばく事故が起きたときに、いろいろ対応をお願いしたのもこの機関ですよ。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

こういった機関の中で被ばく医療に対応できるところがございますので、事故等のときにはこういったところがまず対応できるように体制を整えているという状況でございます。

○山中委員長

原子力発電所については、現地調査ですとか、視察とかで私も訪問したことがあるのですけれども、こういう医療センターは、非常に貢献をいただいているのに一度も行ったことがないので、是非、非常に貢献していただいているので、邪魔にならなければ、モチベーションを上げていただくために、機会があれば行きたいなと思うのですけれども、いかがですか。伴委員はよく行かれています。

○伴委員

基本、定期的に指定要件を満たしているかどうかというのは見直しをしていますので、できるだけその前に私も訪問するようにしていて、今回のラウンドではコロナの関係でちょっと行けなかったのですけれども、それでも、ネットでつないでそれぞれのセンターの方と意見交換はしてまいりました。ですから、是非そういう機会を使って、山中委員長にも一緒に行っていただければと思います。

それと、あと、先ほどコロナが流行している中でという話がありましたけれども、そういったことがあるので、なおさら今回、BCP（事業継続計画）をきっちり作ってもらったというところはあります。

○山中委員長

BCPを作っていただくというのは非常に大事なことで、コロナは本当に一つの災害の例

ですけれども、そのほかにいろいろ複合的に何か起こるということも可能性がありますので、是非それは生かしていただきたいと思いますし、機会があれば、私自身、どこかのセンター、できれば1か所ずつでも視察に行かせていただければと思いますので、またよろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、次に、別紙2のとおり、確認結果についての通知を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、確認結果を了承して、通知することと決定いたします。ありがとうございます。

最後の議題は「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(案)に対する意見募集の結果及び制定」です。

説明は放射線防護企画課、新田課長からお願いいたします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田でございます。

議事内容を資料3に従って説明させていただきます。

「2. 経緯」を御覧いただければと思います。今年6月29日の原子力規制委員会におきまして、この原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(案)につきまして、意見募集の実施を了承いただきましたので、その後、行政手続法に準じた方法によりまして任意の意見募集を実施したところでございます。

3. に実施結果を記載しておりますが、提出意見数は43件という形になっております。

「4. 提出意見に関する考え方」でございます。提出意見を整理したものと、それらに対する考え方について、別紙1にまとめております。

また、提出意見に該当しないと判断されるそのほかの意見も頂いておりますが、全て意見募集に関連すると判断したことから、これらの意見を整理したものとそれらに対する考え方について、別紙2にまとめました。これら別紙1、別紙2について、御了承いただきたいというものでございます。

なお、寄せられた意見は全て、脚注の2. にございますとおり、52件となっております。

通しページ3ページからが別紙1の提出意見とその考え方でございます。内容をかいつまんで説明させていただきます。

通しページ4ページ、ナンバー2、3の御意見でございます。除染を講ずるための基準の物品等の除染の基準は、OIL(運用上の介入レベル)4と異なり、1か月後となっても引き下げないのはなぜなのかという御意見でございます。これにつきまして、右の考え方がありますとおり、原子力災害対策指針における1か月後の物品の除染の基準の考え方について、今後の検討課題としますとしております。

ナンバー4でございます。スクリーニング結果の、これは福島第一原発事故への対応のところでございますが、「人数分布を踏まえれば」という記載がございまして、その出典を明らかにしてほしいという御意見でございます。

考え方にございますとおり、これにつきましては、内容を説明しておるとともに、通しページの5ページにいきますように、マニュアルのところに、この記載があるところの脚注に当該資料の出典を追記するという対応にしたいと考えております。

通しページ5ページの意見のナンバー5でございます。5番から8番までございますけれども、こちらは除染を講ずるための基準値につきまして、甲状腺を踏まえた基準にすべきですとか、皮膚の被ばくの限度及び体表面のスクリーニングレベルを踏まえて設定すべきという御意見を頂いておりますが、考え方に示したとおり、OIL4につきましては、表面汚染からの不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するための除染を講ずるための基準として設定しているものであります。また、この設定につきましては、旧原子力安全委員会が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて設定しているということを御説明しているというものでございます。

通しページ6ページの御意見ナンバー9から、通しページ14ページの26番までまとめて整理しておりますけれども、こちらは避難退域時検査につきまして、甲状腺被ばくについて目的として、甲状腺についても測定してほしい等々の御意見を頂いておりますけれども、右の考え方に示しておりますように、甲状腺被ばくにつきましては、原子力災害時にモニタリングするというのを原子力災害対策指針に新しく位置付けておるところでございまして、その下で対応する。また、そのマニュアルというのも策定することとしているということで、要するに、避難退域時検査と別途で対応するというの考え方を御説明しているという形にしております。

ページを飛んでいただきまして、通しページ14ページの御意見の27から36番なのですけれども、こちらは検査の方法について御意見を頂いております。27番ですと、代表者だけの検査でなく全員を検査する必要があるですとか、29番では、人の検査でもゲートモニタ等を使ってというような御意見を頂いているところでございます。

検査の方法についての考え方にありますとおり、住民等の避難や一時移転の迅速性を損なわないように、科学的に合理性があり、信頼性と効率性を確保できる方法で実施するというので、まず車両を検査して、除染の基準値を超える場合には、その乗員の代表者を検査して、代表者が基準を超える場合には、乗員全員を対象とするという手順を取っているということを御説明しているところでございます。

また、通しページ15ページの方に行きまして、人に対する検査方法につきましては、ゲートモニタによる測定では正確な測定を行うことが技術的に困難なので、GMサーベイメータによる汚染検査を基本としております。

なお、GMサーベイメータによる測定と比べて、同等以上の正確性を有する測定方法を有していると。検査時間が同程度以下ということであれば、それを排除するものではないと

いう考え方を示しているところでございます。

通しページ18ページの37番に飛んでいただきまして、こちらは測定の結果につきまして、本人に知らせるべきだという御意見でございます。考え方につきましては、避難退域時検査は、除染を実施すべき基準以下であるかどうかを確認するという検査なので、検査が終了した旨の通行証を発行するとしております。

なお書きにありますように、住民等の個人の被ばく線量につきましては、線量推定の在り方や住民への説明の在り方について、今後、関係府省と連携して検討することとしていきますという形にさせていただいております。

通しページ20ページの御意見の42から44でございますけれども、こちらは簡易除染のときに、拭き取りによる方法と流水による除染につきまして、有意な差異が認められないことについての出典を記すべきということでございます。考え方にありますように、こちらも記載の部分の脚注にその出典を記載するという形にしております。

そして、通しページ22ページの48番ですけれども、手足、顔、頭などの露出した場所は、ウェットティッシュ等の拭き取りを基本とするということにつきまして、毛髪につきましては、切り取りといったことをした方がよいのではないかという御意見でございますが、考え方に示したように、頭髪につきまして、拭き取りを基本としていると。頭髪につきましては、その処理等、いろいろ課題があるということで、こういったことを含めて、拠点病院等において対応することが適切であると考えているという形にしております。

通しページ23ページの御意見49番ですけれども、旧マニュアル、これは前身として放射線防護企画課名のマニュアルがあったのですが、その場合、追加的な放出があった場合に検査作業を中止するという記載があったことについて、これがないのはなぜかという趣旨でございますが、右にありますように、今回のマニュアルにつきましては、バックグラウンドの空間放射線量率を測定して、それが上昇してきた場合には、あらかじめ用意されている代替地への移転ということも考えられるという形でマニュアルの方で記載していることを示しております。また、具体の対応といたしましては、放射性物質の拡散状況や当該実施場所のバックグラウンドの値の上昇等を踏まえて、適切に対応するという形で記載しております。

通しページ23ページの下の実務編のところになりますけれども、御意見の1番目は避難退域時検査等の検査場の設営開始時期や設置場所についての御意見でございますが、設営開始時期につきましては、通しページの24ページです。OILに基づく防護措置として、避難や一時移転の指示がなされた段階で、立地道府県等において運用を開始するという形にしております。

設置の場所につきましては、候補地をあらかじめ立地道府県の方で計画を策定しておきまして、災害時にその中から選定するといったことを、手順について説明しているというところでございます。

また、実務編につきましては、御意見をいろいろ頂戴しておりまして、記述の適正化を

しているところが多数ございますので、その辺はちょっと省略させていただきます。

通しページ29ページの御意見の21番です。こちらは避難退域時検査を行う職員の装備としてタイベックを着用すべきという御意見を頂いておりますが、考え方につきましては、避難退域時検査はバックグラウンドの値が低い場所で行うと。ただ、汚染のおそれがある車両や人に対して実施するので、これらの業務に携わる要員が表面汚染からの付着による汚染を防止するということが重要と。その観点から、使い捨てのガウンやズボンを着用するといった記載にしておるところでございます。

あとは、実務編につきましては、御意見を踏まえて更に記載を適正化するというところを、修正をいろいろしておるという対応をしているところでございます。

続きまして、通しページ37ページの別紙2「提出意見には該当しないその他の意見及び考え方」についても御紹介させていただきます。

通しページ38ページの御意見のナンバー1からナンバー8でございます。こちらは提出意見に該当しないものにつきましても、全て公開してくださいという御意見を頂いております。考え方ですけれども、本マニュアルは行政手続法に定める命令に該当するものではありませんが、任意の意見公募として行政手続法に定める手続に準じて実施しているものです。寄せられた意見の取扱いにつきましても、行政手続法の考え方に準じて行っているところでございます。

通しページ41ページのナンバー10につきましては、自治体や原発地域団体への意見集約の上でまとめられた内容ではありません等の意見を頂いておりますけれども、こちらにつきまして、立地道府県等の取組実績等を踏まえるとともに、作成過程において立地道府県等に対する説明会の開催や意見聴取を行っております。また、今般の意見公募を通じて幅広い御意見を伺っていますという記載を示しております。

41ページの解説編の1番、甲状腺被ばく線量は10mSv以下にすべきという趣旨の御意見であります。こちら、甲状腺の被ばくにつきましては、直接対応するものではございませんけれども、先ほどの御意見の中でも関連するものとして頂いておりますので、関連する意見として示しておりますが、こちらはスクリーニングレベルの考え方、原子力災害対策指針に甲状腺被ばく線量モニタリング等の考え方をお示ししているものを整理して、考え方として記載しております。

通しページ42ページのナンバー2ですけれども、放射線プルームの吸入による内部被ばくの防護についての措置が全く欠けているということでございますが、これにつきまして、避難退域時検査は避難や一時移転を行う住民の表面汚染等の状況を把握するところがございますので、吸入の防護につきましては、原子力災害対策として原子力災害対策指針の中で対応を示しておるところで、それに基づいて実施するという考え方を示しております。

ナンバー3につきましては、安定ヨウ素剤の服用を明記すべきということでございますが、こちらにつきましても、安定ヨウ素剤の配布・服用につきましては、別途示しているということをお示ししているところでございます。

こういった御意見と考え方を踏まえまして、マニュアル案でございますが、通しページ47ページの別紙3以降になります。こちらは内閣府の原子力防災担当と原子力規制庁長官の連名という形になりますので、頭紙と48ページのマニュアルの表紙も両者連名という形にしております。

51ページ以降から本文が始まりますが、今回の御意見を踏まえて、修正、例えば、資料の58、59ページに御意見を踏まえた脚注の追加等、赤文字で今回修正したところを記載しているところでございます。

62ページ以降の実務編につきましても、いろいろ表現の適正化という形で、それは多数ございますので、説明は省略いたしますけれども、内容が分かりやすくなるような形で修正しているということでございます。

以上につきまして、制定について御了承いただければ、速やかにホームページに掲載することと、立地道府県に対して周知していきたいと考えておるところでございます。

説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。いかがですか。

○伴委員

今回、たくさん御意見を頂戴して、私も一通り目を通しました。その中で多かったのは、そもそも今のOIL4というのは、甲状腺の被ばく、それを根拠に誘導したものではないのかという御指摘があって、その御指摘はそのとおりののですが、表面汚染のレベルが同じであっても、それ以外の状況によって甲状腺の被ばくというのは相当変わりますので、表面汚染はあくまで表面汚染として、甲状腺については、別途、よりきめ細かい対応をするということになっているという説明ですので、それでよろしいかと思えます。

それから、あと、実務編の方で相当細かい御指摘を頂いて、多分これは主に自治体の関係の方々からだと思うのですが、実際、表現が曖昧であると無用な混乱を招くおそれがありますので、そこを明確にするという意味で適正化されたのではないかと思えます。

ただ、そうはいつでも、書いてあることを機械的にやれば、それで済むというようなマニュアルは絶対できませんので、やはり状況に応じて臨機応変な対応が必要になる。だから、その意味では、マニュアルというのはあくまで最大公約数的なものであって、状況に応じた変化をそこに入れられるような構造になっていることが重要であると私は考えています。

だから、その意味で、今回、解説編と実務編ということに分けていただいて、解説編でなぜ、どういう考え方の下にこのようにするかということが説明されていますので、これで完成形ではないですけれども、今後もブラッシュアップを図っていくにしても、こういう構成にしたのはよかったのではないかと考えています。

以上です。

○田中委員

私もさっと読ませていただきまして、甲状腺被ばくのところで、それから、ベータ線の表面汚染の4万cpmですか、その辺の話があって、いろいろな方々からこの辺について御意見を頂いていることに関して、それに対して丁寧に説明していると思いますし、また、4万cpm等については58ページに書いていますが、除染を講じるための基準のところでも丁寧に書いていますから、その辺のところも引用しつつ説明してももっとよかったのかなと思いましたが、十分説明しているかと思いました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

まず、私の方からは、通しページ19ページの40番、線量について知らせてほしいと、そういう御要望だと思うのですが、記録は残すのですか。あるいはそれも特に残すことは考えていないのか。線量測定の記録が残るかどうかということについて。お知らせするということは、迅速性・確実性の観点からしないという方向で進められると思うのですが、記録は残るのか、あるいは記録まで残らないのか、その辺りはいかがですか。

○高橋内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付参事官(企画・国際担当)

内閣府の高橋と申します。

今の記録の関係でございますけれども、今回の避難退域時検査の方は、基準値を上回るか、以下か以上かというような、そういった点検をするものでございますので、そういった通行証として検査しましたよということはお渡しするのですけれども、そこまでという形になっております。

以上でございます。

○山中委員長

測定した結果が保存されるかどうかというところは、それは保存はされないということですか。

○高橋内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付参事官(企画・国際担当)

実施主体の側で保存するというにはなってございません。

以上でございます。

○山中委員長

今後検討されるのは、推定方法を検討されるということですね。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田でございます。

御説明いたしましたとおり、通しページ18ページの37番でございますように、個々の住民の方の個人の被ばく線量につきましては、外部被ばくによるもの、内部被ばくによるもの、それらを含めて全体として評価・推定を行う必要がありますので、そのやり方について検討をしていくとしているところでございます。

○山中委員長

分かりました。

あと、47番、21ページです。除染の方法を具体的に提案いただいている、そこについて疑問を呈されているわけですが、これはあくまでも実験結果というのでしょうか、こういうテストをしてみて、いわゆる水洗いとか、拭くのとどちらがいいですか、早いですかという、そういう結果に基づいてマニュアルを作ったということによろしいですか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございます。

御指摘のとおり、特に除染の方法につきましては、拭き取りを基本とするという形にしております。人については、露出部分はウェットティッシュなどで拭き取りをする。衣服の場合は、それを脱いで着替えていただくことが一番効果的です。それから、物についても、これはその記載にもありますように、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の方で、内閣府で調査研究をやっていただきまして、実際に放射性物質を表面に塗って、流水によるものと、それから、拭き取りによるものでどれだけの除染効果があるか。これを実際に実験をやっていただきまして、両者には大きな有意な差はないという結果を踏まえて、それで、拭き取りを基本とするという形にしているものでございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

そう読めましたので、確実にそういう結果に基づいて作ったマニュアルだというのが説明されているので、非常によいかなと思います、答えとして。

そのほか、意見はございますか。

どうぞ。

○田中委員

今、山中委員長からあった簡易除染の方法については、丁寧に説明しているかと思いません。1個ちょっと気になったのは、27番、車で避難した人等々、この代表者というのは問題なく決まるのでしょうか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁、山本でございます。

例えば、家族単位で一つのお家から家族の皆さんが自家用車で避難される場合、その場合は、その家族はほぼ基本的に屋内退避をされていたと思いますけれども、同じような行動を取られておりますから、その家族の中の代表者、例えば、お父さんであるとか、お母さんとかいう形になるかと思っております。

それから、あと、バスの場合は隣近所の皆さんが乗ってこられますので、その場合も原則は家族単位の代表者、あるいはお一人の方でしたらその方ということになるのかもしれませんが、そういう形で代表者、行動が基本的に同じであろうという方の代表者を選定いたしまして、検査の対象にするというものでございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

すみません。このプロセスのうんと手前の段階の質問をさせていただきますけれども、このマニュアルは、今回、こうやって制定する以前というのは自治体ごとに作っていたということですか。どこかの回答の中にそのような記載があったかと思うのですが。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

まず、避難退域時検査及び簡易除染の考え方については、原子力災害対策指針に従来からございました。そして、通しページの49ページを見ていただくと、今回は原子力規制庁と内閣府原子力防災担当の連名の形のマニュアルにしておりますが、一番当初は平成27年に当時の原子力災害対策核物質防護課、課の単位でございますけれども、マニュアルを作っておりまして、それに基づいて各自治体が対応していただいたと。最近のいろいろな知見を踏まえて、今回、新たに内閣府と連名で作成したという経緯でございます。

○杉山委員

ありがとうございます。そうしますと、今回、このマニュアルは、やはりこれをベースにまた自治体がそれぞれ独自の何かを加えると、そういうことになるのでしょうか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございます。

マニュアルは、伴委員からおっしゃったように、これは基本的には最大公約数的なものでございますので、それぞれの地域の事情、人口規模等、様々な特性がございますので、その地域の事情を踏まえた上で、最適なものを各自治体で御検討いただいて、作っていただくということになるかと思えます。

○杉山委員

ありがとうございます。理解いたしました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

まず、それでは、別紙1及び2のとおり、提出意見に対する考え方を了承してよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

次に、別紙3のとおり、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルの制定について、了承してよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございました。

それでは、提出意見に対する考え方を了承し、マニュアルの制定を了承します。ありがとうございました。

そのほか、委員の方々から何か御意見、コメント等、あるいはトピックの提案等がございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、私の方から。

おとといの委員長就任会見でも話題になりましたけれども、先週木曜日、22日に開催された資源エネルギー庁の審議会におきまして、原子力利用政策の観点から、発電用原子炉の運転期間の在り方、廃炉の円滑化などに関する検討を進めるとの議論があったと聞いております。

既に臨時会でも確認をしていただいたところですが、厳正な原子力規制というのが我々の原則であるし、そういう方針については、継承していくということで御了解いただいたところですが、それに何らかの影響が出るのではないかとということで私は注目しているところでございます。

例えば、運転期間が原子炉等規制法に規定されているとの関係で、原子力規制委員会としてどのような対応が必要になるのか、経年劣化に関する安全規制をどのようにするのかなど、原子力規制委員会全体として議論をしなければならないと考えています。

したがって、利用政策における対応の方針などについて、資源エネルギー庁からしっかりと説明を聞いておく必要がございます。

この点については、委員の方々、御異論はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

原子力規制庁では、できるだけ早く原子力規制委員会の場で資源エネルギー庁から詳しい説明を受けられるように、調整をお願いいたします。

○片山長官

早急に調整をしたいと思います。

○山中委員長

そのほか、委員の方々から御意見等がございますか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終わります。どうもありがとうございました。